

尼崎市子ども・子育て審議会

第4回利用者負担検討部会 次第

日時：令和2年1月30日(木)18:30～

場所：尼崎市立すこやかプラザ ホールB

1 開会

2 議事

- (1) これまでの利用者負担検討部会の議事内容及び市民意見公募手続きの意見集約について
- (2) 「尼崎市の保育料利用者負担」最終答申（案）について
- (3) その他

3 閉会

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会利用者負担検討部会委員名簿

No.	選 出 区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者（児童福祉専攻）	◎ 田邊 やすみ 泰美	園田学園女子大学 短期大学部幼児教育学科
2	学識経験者（教育専攻）	ニシカワ マサキ 西川 正晃	岐阜聖徳学園大学 教育学部
3	特別委員（学識経験者）	◎ ハシモト コウイチ 橋本 好市	神戸常盤大学 教育学部こども教育学科
4	児童福祉又は学校教育の関係者	ウメト マコト 梅本 誠	尼崎法人保育園会
5	児童福祉又は学校教育の関係者	ハマナ ヒロシ 濱名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会
6	市民の代表者	コテラ イミ 小寺 絵美	就学後の子どもの保護者
7	市民の代表者	ヒラノウチ 効才 平ノ内 隆生	就学前の子どもの保護者

◎：部会長 ○：副部会長

（令和２年１月３０日現在 敬称略／選出区分ごとに５０音順）

第4回利用者負担検討部会 資料

【第1～3回の利用者負担検討部会の議事内容】

日時等		議事内容
平成30年11月8日	第1回	部会長による副部会長の指名
		これまでの保育料体系の見直し内容及び本市の財政状況等について
		幼児教育・保育の無償化の動向について
平成31年2月14日	第2回	現時点で確認できている無償化に係る国の方針について
		現行保育料における現状と課題
		保育料の在り方
平成31年4月18日	第3回	第1回、2回利用者負担部会の議事内容について
		「幼児教育無償化制度に係る尼崎市の保育料利用者負担」中間答申(案)について

【子ども・子育て審議会及び政策調整の経緯】

日時等		経緯
令和元年5月27日	第1回 審議会	『「尼崎市の保育料利用者負担」中間答申(案)について』審議を行い、中間答申を定めた。
令和元年6月4日	第4回 政策推進会議	保育料利用者負担の在り方について、現状では、まだ政策提案も査定されていないため、今後改めて、予算編成プロセス(新規主要施策についての調整結果)を公開する中で意見聴取していくことを決定。
令和元年7月31日	第2回 審議会	令和2年度向けの政策調整を行い、予算編成プロセスを公開する中で意見聴取することを報告。 【具体的な報告内容】 「中間答申を頂きまして、改めて答申内容について庁内で確認した結果、できるかぎり早期に実施ということですが、階層の細分化について、令和2年度から実施できるよう、来年度向け(令和2年度向け)の新規施策として要求し、庁内調整を行っていくことになりました。これは本市の厳しい財政状況では答申内容がいつ実施できるか不明確な中、早期に実施するための方法であり、今後、財源を含めて調整を行うなど予算編成プロセスを公開する中で、意見聴取を図ってまいります。」
令和元年9月～	政策調整	中間答申の内容をもとに、保育料利用者負担に係る階層の見直しについて、政策調整を実施。
令和元年12月25日 ～ 令和2年1月14日	意見聴取	「令和2年度主要事業の調整状況について」の意見公募手続き(パブリックコメント)を実施。

これまでの本市の保育料の体系 の見直しの経緯と課題について

※平成30年11月8日第1回利用者負担検討部会で使用した資料



① 平成15年度尼崎市の子育て支援に係る受益と負担のあり方について

- 応能負担から応益負担へ
- 保育料階層については、19階層を11階層へ
- 各階層の保育料は公平性の観点からすべての階層について、国基準から一定率を減じた額を基準とする。また所得が低い層にも配慮するため下位の階層へ向かうに従い、階層ごとに一定率を逡減していく。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逡減率】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	0.85
D2階層	0.90
D3階層	0.95

- あるべき姿に向けて年次ごとに改定する。
(平成19年度が最終年度)



②平成20年度保育所保育料体系の評価について

- 保育制度の根幹及び国の保育料に対する考え方に変更がないことから、現行のまま維持することが望ましい。
- D4階層は他の階層に比べて特に保育料を含む子育て経費の負担が大きいいため、応能負担へ変更する必要がある。
- D4階層の位置づけの変更によりD3階層以下の逓減率についても一定の検証を行い、D1～D3階層を見直す。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逓減率(見直し後)】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	【新】0.775
D2階層	【新】0.825
D3階層	【新】0.875
D4階層	【新】0.9

- 平成21年度の保育料から適用、一方で保育料算定方法も見直し(激変緩和策実施)



③平成26年度子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について

- 利用者負担国基準に変更がないため、現行の階層区分及び各階層の保育料の維持を基本とする。
- ほとんどの自治体は国基準より独自で階層区分を細分化し、低い保育料を設定している。
- 阪神間のほとんどの自治体が尼崎市のD4とD5階層区分において細分化を実施している。
- D4とD5階層の各階層区分における市民税所得割課税額の幅が広すぎるため、両階層の細分化が必要。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逡減率（見直し後）】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	0.775
D2階層	0.825
D3階層	0.875
D4階層	【新D4】 0.855
	【新D5】 0.90
D5階層	【新D6】 0.95
	【新D7】 1.00

今回の見直しのあり方と課題

- 国は3歳以上児(2号認定)の保育料を無償化する予定であり、本市も国制度に合わせる。
- 3歳未満児(3号認定)の利用者負担国基準の動向は不明であるが、現状では変更は無いので現行の階層区分及び各階層の保育料の維持を基本とするべきものとする。
- 幼児教育・保育の無償化により、就学前児童の利用者負担は軽減される。
- 幼児教育・保育の無償化に係る財政負担は現状では不透明であり、市の負担は増える可能性もある。
- 他都市との比較において阪神間ではそれほど大きな差はないが、本市の3号認定の利用者負担額については、階層間で金額の差が大きい所があること、また最も高い階層の保育料が高い。
- 平成27年度からの保育料体系の見直しができたのは、運営費(給付費)の負担割合が新制度施行により減ったことが大きな要因である。保育料を見直し、軽減化を図ることにより本市財政への影響が出るため、本市の財政状況との兼ね合いを図らなければならない。



平成31年4月1日時点 階層別の利用者の人数及び人数の構成割合について

教育・保育給付認定区分	自治体階層	自治体階層の区分	児童数 (人)	人数の 構成割合	推定世帯年収※2 (単位：万円) 下限～上限		
2号 (3～5 歳児) ※1	A	生活保護世帯	154	3.6%	－		－
	B1	市民税非課税世帯（母子等）	349	8.2%	－		－
	B2	市民税非課税世帯（その他）	293	6.9%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等）	119	2.8%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満（その他）	237	5.6%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	147	3.5%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	211	5.0%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	241	5.7%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	519	12.3%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	480	11.3%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	682	16.1%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	366	8.6%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	266	6.3%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	172	4.1%	約1,131	～	
小計			4,236	100%			
3号 (0～2 歳児)	A	生活保護世帯	79	2.1%	－		－
	B1	市民税非課税世帯（母子等）	176	4.6%	－		－
	B2	市民税非課税世帯（その他）	257	6.8%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等）	75	2.0%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満（その他）	216	5.7%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	173	4.6%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	239	6.3%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	281	7.4%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	613	16.1%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	514	13.5%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	643	16.9%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	295	7.8%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	139	3.7%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	97	2.5%	約1,131	～	
小計			3,797	100.0%			
合計			8,033	－			

※1 令和元年10月より2号認定子ども（3～5歳児）は所得に関わらず保育料が無償となっています。

※2 推定世帯年収は目安の金額を記載しています。

現行3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(標準時間)

現 行 (3号保育料表・標準時間)					階層間の 差額
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	-	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,900
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68	7,800
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70	1,300
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74	1,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79	10,600
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77	1,800
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	16,100
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	61,000	52,200	0.86	2,700
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	17,100
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	21,600
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90	

【D6階層細分化案】3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(標準時間)

改 正 案 (3号保育料表・標準時間)					階層間の 差額
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	-	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,900
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68	7,800
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70	1,300
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74	1,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79	10,600
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77	1,800
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	13,400
新D6 -1	市民税所得割課税額 213,000円未満	61,000	49,500	0.81	2,700
新D6 -2	市民税所得割課税額 257,000円未満	61,000	52,200	0.86	2,700
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	17,100
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	21,600
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90	

現行3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(短時間)

現 行 (3号保育料表・短時間)					階層間の 差額
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	7,800
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	-	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,300	13,100	0.68	
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	29,600	20,800	0.70	
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	29,600	22,100	0.75	
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	29,600	23,400	0.79	
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	43,900	33,900	0.77	
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	43,900	35,700	0.81	15,800
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	60,100	51,500	0.86	
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	60,100	54,100	0.90	
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	78,800	71,000	0.90	21,200
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	102,400	92,200	0.90	

【D6階層細分化案】3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(短時間)

改 正 案 (3号保育料表・短時間)					階層間の 差額
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	7,800
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	-	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,300	13,100	0.68	
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	29,600	20,800	0.70	
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	29,600	22,100	0.75	
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	29,600	23,400	0.79	
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	43,900	33,900	0.77	
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	43,900	35,700	0.81	12,900
新D6 -1	市民税所得割課税額 213,000円未満	60,100	48,600	0.81	
新D6 -2	市民税所得割課税額 257,000円未満	60,100	51,500	0.86	
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	60,100	54,100	0.90	16,900
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	78,800	71,000	0.90	
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	102,400	92,200	0.90	21,200

尼崎市の保育料利用者負担について（中間答申）

令和元年5月

尼崎市子ども・子育て審議会

目 次

I	はじめに	1
II	尼崎市の状況について	2
	1 現行の保育料体系	
	2 尼崎市の財政状況	
III	利用者負担の検討について	8
	1 尼崎市で検討されたこれまでの利用者負担の考え方	
	2 現行の保育料利用者負担の課題と現状	
	3 幼児教育無償化の制度に向けた国の動向について	
IV	まとめ	11

I はじめに

令和元年 10 月から予定されている幼児教育・保育の無償化に向けて、国は平成 30 年 12 月 28 日付で「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」を示されました。

具体的には、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通う 3 歳から 5 歳の保育料および先述の施設に通う 0 歳から 2 歳のうち住民税非課税世帯の保育料を無償とするものです。また、保育認定を受けている児童が私学助成の幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合、上限の範囲内で保育料が無償となります。

無償化の実施に当たっては、消費税率の引き上げにより増収となる財源を充てるとされております。

尼崎市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）では、平成 30 年 7 月 5 日付け尼こ政第 1 4 6 0 号・尼教学第 2 1 4 0 号により尼崎市長と尼崎市教育委員会委員長から、「子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の教育・保育施設等の利用負担について」諮問を受け、利用者負担検討部会を設置し、幼児教育・保育の無償化の制度内容や財源等を踏まえ、尼崎市の財政状況、阪神間各市の保育料利用者負担の状況等様々な観点から、本市の 3 号認定子どもの保育料の利用者負担について検討・審議を行ってきました。

この度、審議会（利用者負担検討部会）の審議経過を中間答申書としてまとめましたので、ここに報告いたします。

Ⅱ 尼崎市の状況について

1 尼崎市の保育料体系

- (1) 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の 3 号認定子どもの利用者負担額(月額)及び階層間の差額

現行の 3 号認定子どもの利用者負担金及び階層間格差は次のとおりです。

現行3号認定子どもの利用者負担金(標準時間)						
現 行 (3号保育料表・標準時間)					階層間格差	
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)		
A	生活保護世帯	0	0	-		
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-		
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59		
C1	市民税所得割課税額	9,000	5,300	0.59		7,900
	48,600円未満(母子等)					
C2	市民税所得割課税額	19,500	13,200	0.68		7,800
	48,600円未満(その他)					
D1	市民税所得割課税額	30,000	21,000	0.70		1,300
	64,700円未満					
D2	市民税所得割課税額	30,000	22,300	0.74		1,400
	80,800円未満					
D3	市民税所得割課税額	30,000	23,700	0.79		10,600
	97,000円未満					
D4	市民税所得割課税額	44,500	34,300	0.77		1,800
	133,000円未満					
D5	市民税所得割課税額	44,500	36,100	0.81		16,100
	169,000円未満					
D6	市民税所得割課税額	61,000	52,200	0.86		2,700
	235,000円未満					
D7	市民税所得割課税額	61,000	54,900	0.90		17,100
	301,000円未満					
D8	市民税所得割課税額	80,000	72,000	0.90		21,600
	397,000円未満					
D9	市民税所得割課税額	104,000	93,600	0.90		
	397,000円以上					

現行3号認定子どもの利用者負担金(短時間)

現 行 (3号保育料表・短時間)					階層間 格差
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	
C1	市民税所得割課税額	9,000	5,300	0.59	7,800
	48,600円未満(母子等)				
C2	市民税所得割課税額	19,300	13,100	0.68	7,700
	48,600円未満(その他)				
D1	市民税所得割課税額	29,600	20,800	0.70	1,300
	64,700円未満				
D2	市民税所得割課税額	29,600	22,100	0.75	1,300
	80,800円未満				
D3	市民税所得割課税額	29,600	23,400	0.79	10,500
	97,000円未満				
D4	市民税所得割課税額	43,900	33,900	0.77	1,800
	133,000円未満				
D5	市民税所得割課税額	43,900	35,700	0.81	15,800
	169,000円未満				
D6	市民税所得割課税額	60,100	51,500	0.86	2,600
	235,000円未満				
D7	市民税所得割課税額	60,100	54,100	0.90	16,900
	301,000円未満				
D8	市民税所得割課税額	78,800	71,000	0.90	21,200
	397,000円未満				
D9	市民税所得割課税額	102,400	92,200	0.90	
	397,000円以上				

標準時間では、D3 階層と D4 階層で 10,600 円、D5 階層と D6 階層で 16,100 円、D7 階層と D8 階層で 17,100 円、D8 階層と D9 階層で 21,600 円というように階層間で 1 万円を超える負担金の格差があります。

(2) 階層別利用者数の一覧

3号認定子どもにおける階層別の利用者数は次のとおりです。

最も多い階層はD6階層であり、D4階層からD6階層で全体の約4割も占めています。D5階層とD6階層の階層間には16,100円も差があります。

平成30年度4月1日時点 階層別の利用者の人数及び人数の構成割合について

支給認定 区分	自治体 階層	自治体階層の区分	児童数 (人)	人数の 構成割合	推定世帯年収※ (単位:万円) 下限～上限		
2号	A	生活保護世帯	153	3.7%	－		－
	B1	市民税非課税世帯(母子等)	377	9.1%	－		－
	B2	市民税非課税世帯(その他)	291	7.1%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	128	3.1%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	229	5.6%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	174	4.2%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	222	5.4%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	223	5.4%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	503	12.2%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	477	11.6%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	608	14.7%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	337	8.2%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	248	6.0%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	149	3.6%	約1,131	～	
	階層未決定	－	5	0.1%			
小計			4,124	100%			
3号	A	生活保護世帯	86	2.4%	－		－
	B1	市民税非課税世帯(母子等)	144	4.0%	－		－
	B2	市民税非課税世帯(その他)	280	7.8%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	63	1.7%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	244	6.8%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	176	4.9%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	230	6.4%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	245	6.8%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	534	14.8%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	488	13.5%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	582	16.1%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	307	8.5%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	156	4.3%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	68	1.9%	約1,131	～	
	階層未決定		2	0.1%			
小計			3,605	100.0%			
合 計			7,729	－			

※ 推定世帯年収はあくまで目安です。

2 ニ崎市の財政状況(平成 29 年度決算)

(1) 財源対策

前年度と比べ収支は改善したものの、4 億円の財源対策が必要となりました。

平成 29 年度当初予算では基金の繰り出しにより 27.5 億円の財源対策を行っていましたが、歳入では市税が約 9 億円の増となったこと、歳出の一般財源ベースでは執行差金等により物件費全体で 11 億円の減となったことなどにより財源対策は 23.5 億円減少したものの 4 億円の財源対策が必要となりました。

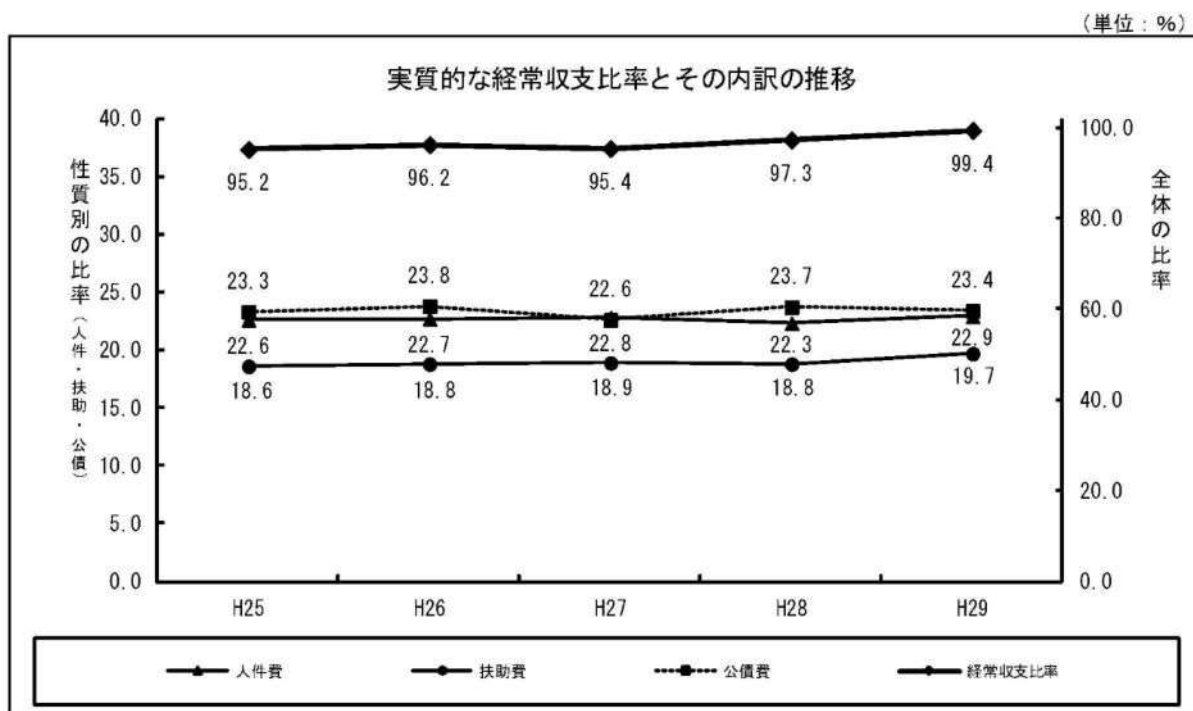
(2) 財政構造

経常収支比率は 99.4%と硬直化した財政構造が続いています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 99.4%となっており、前年度と比べると 2.1 ポイント悪化しています。これは歳入で地方交付税等の経常一般財源が減少したことや歳出で社会保障関係経費等の増に伴い扶助費に係る経常的な一般財源が増となったことなどによるものです。

内訳は、次のとおりである。

- ・人件費は、22.9%で、前年度に比べ 0.6 ポイント増
- ・扶助費は、19.7%で、前年度に比べ 0.9 ポイント増
- ・公債費は、23.4%で、前年度に比べ 0.3 ポイント減



(単位：％)

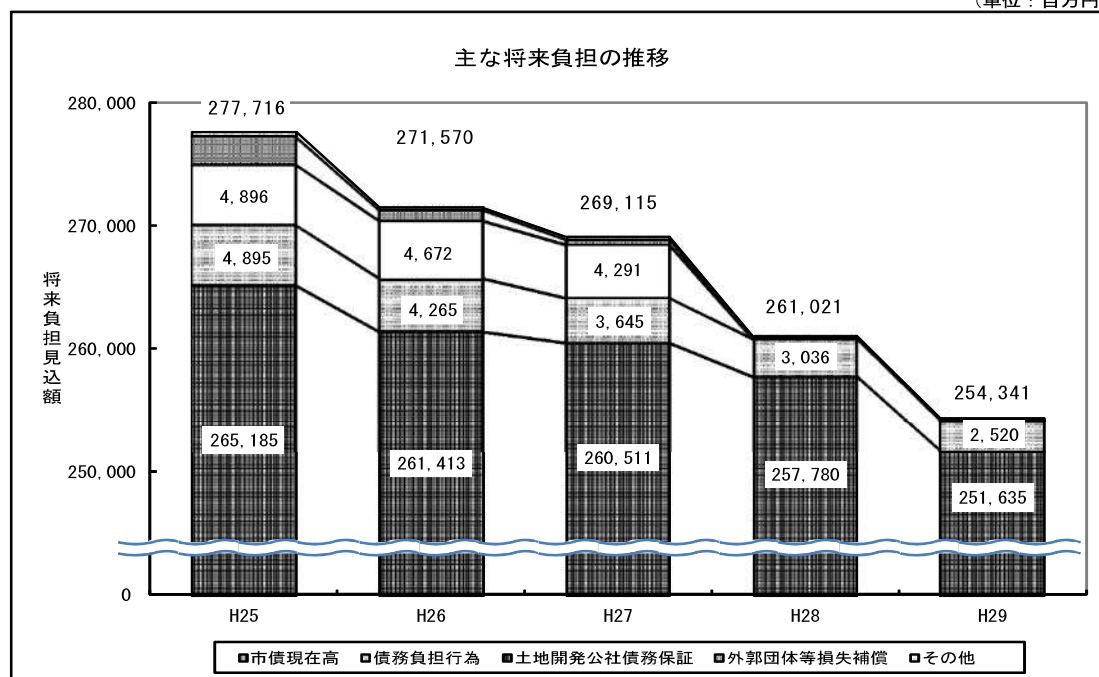
	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
経常収支比率	95.2	96.2	95.4	97.3	99.4	2.1
人件費	22.6	22.7	22.8	22.3	22.9	0.6
扶助費	18.6	18.8	18.9	18.8	19.7	0.9
公債費	23.3	23.8	22.6	23.7	23.4	△ 0.3
物件費	12.0	12.1	12.1	12.4	12.6	0.2
その他	18.7	18.8	19.0	20.1	20.8	0.7

※ 経常収支比率 市税などの経常的な一般財源に対し、人件費などの経常的な経費に充当された一般財源の占める比率。

(3) 負債

将来負担額は、近年着実に減少傾向にあるものの平成 29 年度決算ベースでは 2,543 億円と依然として高い数値が続いています。

(単位：百万円)



(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
市債現在高	265,185	261,413	260,511	257,780	251,635	△ 6,145
一般会計	245,231	245,933	248,669	248,943	245,621	△ 3,322
(うち臨時財政対策債)	66,206	73,923	79,287	83,341	86,401	3,060
(うち教育債)	35,596	40,649	48,361	49,988	50,508	520
特別会計	19,954	15,480	11,841	8,837	6,014	△ 2,823
その他の将来負担	12,531	10,157	8,604	3,241	2,706	△ 535
債務負担行為	4,895	4,265	3,645	3,036	2,520	△ 517
土地開発公社債務保証	4,896	4,672	4,291	48	48	1
外郭団体等損失補償	2,316	991	522	52	42	△ 10
その他	424	229	146	105	96	△ 9
合計	277,716	271,570	269,115	261,021	254,341	△ 6,680

注1 債務負担行為は、南部地域公園整備事業、JR尼崎駅北地区駐車場整備事業、特別養護老人ホーム等整備事業、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業

注2 外郭団体等損失補償は、尼崎市総合文化センター(～H26)、尼崎健康医療事業財団(～H28)、阪神福祉事業団

注3 その他は、丹波少年自然の家、阪神水道企業団

Ⅲ 3号認定子どもの利用者負担の検討について

1 尼崎市利用者負担の基本的な考え方

平成26年8月に審議会がまとめた最終答申「子ども・子育て支援制度に係る尼崎市の利用者負担について」では、本市の保育施設等の利用者負担については国基準に9割を乗ずることを基本とし下位の階層に向かうほど高い逓減率を設定し、所得の低い層ほど市負担を増やし、より手厚く支援するという考え方を踏襲した上で、階層間の保育料の差が大きいD4及びD5階層（旧D4、D5階層）については階層の細分化が必要であるという考え方が示されたところです。

現在のところ、国は3号認定子ども（3歳未満児）の利用者負担額については特段の変更がないことから前回の答申内容を基本としつつ、現行の保育料体系の課題を抽出し、その解決策が必要となります。

2 現行の保育料利用者負担の課題

(1) 阪神間他都市比較

本市が最も高い利用者負担額を設定しているD9階層は、月額93,600円と阪神間で最も高い保育料となっておりますが、他の階層については決して高い状況ではなく、階層全体でみても他都市より低い階層が多い状況であります。

また国の基準額は現行のままであることから、阪神間他都市においては本市以外に保育料の見直しを検討する自治体はありません。

別紙 他都市比較表のとおり（巻末P15）

(2) 保育料の階層格差

幼児教育・保育の無償化制度が実施されることにより、1・2号認定子ども全員と市民税非課税世帯の3号認定子どもの利用者負担額は無償になります。したがって、現行の3号認定子どもの利用者負担額で考察いたしますと、2ページⅡ1(1)のとおり、D階層の保育料において階層間での差額が大きいところがあります。特にD3階層からD4階層の差が10,600円、D5階層からD6階層の差が16,100円、D7階層からD8階層の差が17,100円、D8階層からD9階層の差が21,600円となっています。

また、4ページⅡ1(2)のとおり、階層別の利用者数割合をみると、D4、D5、D6階層だけで全利用者数の約4割を占めています。

このことから、階層格差の影響を受ける利用者数が多いD5階層とD6階層の利用者負担額の格差を少しでも軽減することが必要であり、一つの方法としてこの階層を細分化することが考えられます。階層間を細分化した場合、新たな尼崎市の負担は概算で1000万円以上増えることとなります。

3 幼児教育無償に係る財源について

国が公表した「幼児教育・高等学校無償化の制度の具体化に向けた方針」によると、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通う3歳から5歳の保育料および0歳から2歳の市民税非課税世帯の利用者負担額を無償とするものです。これに加え、保育認定を受けた児童が私学助成の預かり保育や認可外保育施設等を利用した際、上限は設定されているものの利用料は無償となります。

このように3歳以上の利用者負担額は無償になりますことから0歳から5歳までのトータルの利用者負担額は現行からはかなり軽減されることとなります。

現行と無償化後の保育料総額の差額について

小学校入学までの間、保育施設に預けた場合の現行と無償化後の保育料の差額について
(どのケースについても4月入所開始の場合)

(ケース1) B2階層(市民税非課税世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	331,200円
無償化後	0円
差額	331,200円
入所期間	72か月
月平均(現行)	4,600円
(無償化後)	0円

・1歳から入所した場合

現行	267,600円
無償化後	0円
差額	267,600円
入所期間	60か月
月平均(現行)	4,460円
(無償化後)	0円

・3歳から入所した場合

現行	140,400円
無償化後	0円
差額	140,400円
入所期間	36か月
月平均(現行)	3,900円
(無償化後)	0円

(ケース2) C2階層(市民税所得割課税額48,600円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	921,600円
無償化後	475,200円
差額	446,400円
入所期間	72か月
月平均(現行)	12,800円
(無償化後)	6,600円

・1歳から入所した場合

現行	763,200円
無償化後	316,800円
差額	446,400円
入所期間	60か月
月平均(現行)	12,720円
(無償化後)	5,280円

・3歳から入所した場合

現行	446,400円
無償化後	0円
差額	446,400円
入所期間	36か月
月平均(現行)	12,400円
(無償化後)	0円

(ケース3) D4階層(市民税所得割課税額133,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	2,372,400円
無償化後	1,234,800円
差額	1,137,600円
入所期間	72か月
月平均(現行)	32,950円
(無償化後)	17,150円

・1歳から入所した場合

現行	1,960,800円
無償化後	823,200円
差額	1,137,600円
入所期間	60か月
月平均(現行)	32,680円
(無償化後)	13,720円

・3歳から入所した場合

現行	1,137,600円
無償化後	0円
差額	1,137,600円
入所期間	36か月
月平均(現行)	31,600円
(無償化後)	0円

(ケース4) D7階層(市民税所得割課税額301,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	3,488,400円
無償化後	1,976,400円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(現行)	48,450円
(無償化後)	27,450円

・1歳から入所した場合

現行	2,829,600円
無償化後	1,317,600円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(現行)	47,160円
(無償化後)	21,960円

・3歳から入所した場合

現行	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(現行)	42,000円
(無償化後)	0円

(ケース5) D9階層(市民税所得割課税額397,000円以上世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	4,881,600円
無償化後	3,369,600円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(現行)	67,800円
(無償化後)	46,800円

・1歳から入所した場合

現行	3,758,400円
無償化後	2,246,400円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(現行)	62,640円
(無償化後)	37,440円

・3歳から入所した場合

現行	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(現行)	42,000円
(無償化後)	0円

また無償化に係る国・県・市の負担割合については、法人施設等は国 1/2、県 1/4、市 1/4 となっており、公立施設は市の全額負担となります。今回の無償化により幼稚園、保育所を含めた本市の負担は、令和 2 年度以降の通年ベースで約 5 億 1 千万円ほど増えることになります。

無償化に伴う財源については、令和元年度は国が全額負担することになっておりますが、令和 2 年度以降は市も負担することになり、市の負担分については消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収が充当されることとなります。しかし、消費税率引き上げによる増収は幼児教育の無償化以外にも国の経済政策パッケージ事業や介護保険や後期高齢者医療制度等の社会保障の充実など他にも用途が多くあるなど、地方消費税交付金の充当内容が未確定となっております。

また地方消費税交付金が増収となりますが、一方で収支全体の調整は地方交付税で図られることから、今回の保育料検討に当たってはその財源が見当たらない状況です。

IV まとめ

保育施設等の利用者にとって利用者負担額は非常に関心が高く働き方やライフスタイルにまで影響を及ぼす重要なポイントとなっています。

前回の検討から 4 年が経ち、本年 10 月からは幼児教育・保育の無償化の実施が予定されています。無償化の財源や消費税率引き上げにより増収となる財源の充当先、尼崎市の財政状況、阪神間各市の保育料利用者負担額の状況、尼崎市の 3 号認定子どもの保育料階層間の格差など様々な観点から鑑みて、保育料の利用者負担について検討・審議を行いました。

現状におきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う市の支出増の財源や消費税率引き上げに伴う増収の充当先事業、尼崎市の収支全体の調整が地方交付税で図られること、また尼崎市の財政が非常に厳しいといった状況があります。

また利用者の立場としては、3 歳以上の利用者負担額は無償になりますことから 0 歳から 5 歳までに負担する利用者負担額トータルは現行の負担額より明らかに軽減されるところです。

ただし、現行の 3 号認定子どもの保育料体系においては、階層間で差額が大きい部分があるため、市においては可能な限り階層間格差を軽減することが望ましいと考えますが、階層間格差を細分化すると新たに市の負担が概算で 1000 万円ほど増えます。さらに無償化に伴う財源確保は不透明であり、消費税率の引き上げによる市の増収も社会保障

制度など他の財源に充てられること、また尼崎市の収支全体の調整を地方交付税の増減により行われることから現状においては尼崎市の階層間格差を軽減するための財源が見当たらないところです。

そのことを踏まえますと、現行のＤ５階層とＤ６階層はその差額も大きく対象者も多いことから、この２階層を３階層に細分化するのが望ましいという結論に至りました。

なお、その時期については、財源の目途がつき次第、できる限り早期に対応を図るようにして下さい。

現行3号認定子どもの利用者負担金(標準時間)					【D6階層細分化案】3号認定子どもの利用者負担金(標準時間)				
現 行 (3号保育料表・標準時間)					改 正 案 (3号保育料表・標準時間)				
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)
A	生活保護世帯	0	0	-	A	生活保護世帯	0	0	-
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59
C1	市民税所得割課税額	9,000	5,300	0.59	C1	市民税所得割課税額	9,000	5,300	0.59
	48,600円未満(母子等)					48,600円未満(母子等)			
C2	市民税所得割課税額	19,500	13,200	0.68	C2	市民税所得割課税額	19,500	13,200	0.68
	48,600円未満(その他)					48,600円未満(その他)			
D1	市民税所得割課税額	30,000	21,000	0.70	D1	市民税所得割課税額	30,000	21,000	0.70
	64,700円未満					64,700円未満			
D2	市民税所得割課税額	30,000	22,300	0.74	D2	市民税所得割課税額	30,000	22,300	0.74
	80,800円未満					80,800円未満			
D3	市民税所得割課税額	30,000	23,700	0.79	D3	市民税所得割課税額	30,000	23,700	0.79
	97,000円未満					97,000円未満			
D4	市民税所得割課税額	44,500	34,300	0.77	D4	市民税所得割課税額	44,500	34,300	0.77
	133,000円未満					133,000円未満			
D5	市民税所得割課税額	44,500	36,100	0.81	D5	市民税所得割課税額	44,500	36,100	0.81
	169,000円未満					169,000円未満			
D6	市民税所得割課税額	61,000	52,200	0.86	新D6-1	市民税所得割課税額	61,000	49,500	0.81
	235,000円未満					213,000円未満			
D7	市民税所得割課税額	61,000	54,900	0.90	新D6-2	市民税所得割課税額	61,000	52,200	0.86
	301,000円未満					257,000円未満			
D8	市民税所得割課税額	80,000	72,000	0.90	D7	市民税所得割課税額	61,000	54,900	0.90
	397,000円未満					301,000円未満			
D9	市民税所得割課税額	104,000	93,600	0.90	D8	市民税所得割課税額	80,000	72,000	0.90
	397,000円以上					397,000円未満			
					D9	市民税所得割課税額	104,000	93,600	0.90
						397,000円以上			

階層間
格差

7,900
7,800
1,300
1,400
10,600
1,800
16,100
2,700
17,100
21,600

階層間
格差

7,900
7,800
1,300
1,400
10,600
1,800
13,400
2,700
2,700
17,100
21,600

現行3号認定子どもの利用者負担金(短時間)

現 行 (3号保育料表・短時間)					階層間 格差
階層	区 分	国 基 準	市 基 準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	
C1	市民税所得割課税額	9,000	5,300	0.59	7,800
	48,600円未満(母子等)				
C2	市民税所得割課税額	19,300	13,100	0.68	7,700
	48,600円未満(その他)				
D1	市民税所得割課税額	29,600	20,800	0.70	1,300
	64,700円未満				
D2	市民税所得割課税額	29,600	22,100	0.75	1,300
	80,800円未満				
D3	市民税所得割課税額	29,600	23,400	0.79	10,500
	97,000円未満				
D4	市民税所得割課税額	43,900	33,900	0.77	1,800
	133,000円未満				
D5	市民税所得割課税額	43,900	35,700	0.81	15,800
	169,000円未満				
D6	市民税所得割課税額	60,100	51,500	0.86	2,600
	235,000円未満				
D7	市民税所得割課税額	60,100	54,100	0.90	16,900
	301,000円未満				
D8	市民税所得割課税額	78,800	71,000	0.90	21,200
	397,000円未満				
D9	市民税所得割課税額	102,400	92,200	0.90	
	397,000円以上				

【D6階層細分化案】3号認定子どもの利用者負担金(短時間)

改 正 案 (3号保育料表・短時間)					階層間 格差
階層	区 分	国 基 準	市 基 準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	
C1	市民税所得割課税額	9,000	5,300	0.59	7,800
	48,600円未満(母子等)				
C2	市民税所得割課税額	19,300	13,100	0.68	7,700
	48,600円未満(その他)				
D1	市民税所得割課税額	29,600	20,800	0.70	1,300
	64,700円未満				
D2	市民税所得割課税額	29,600	22,100	0.75	1,300
	80,800円未満				
D3	市民税所得割課税額	29,600	23,400	0.79	10,500
	97,000円未満				
D4	市民税所得割課税額	43,900	33,900	0.77	1,800
	133,000円未満				
D5	市民税所得割課税額	43,900	35,700	0.81	12,900
	169,000円未満				
新D6-1	市民税所得割課税額	60,100	48,600	0.81	2,900
新D6-2	市民税所得割課税額	60,100	51,500	0.86	2,600
D7	市民税所得割課税額	60,100	54,100	0.90	16,900
	301,000円未満				
D8	市民税所得割課税額	78,800	71,000	0.90	21,200
	397,000円未満				
D9	市民税所得割課税額	102,400	92,200	0.90	
	397,000円以上				

I 2号認定子どもの保育料

Ⅱ 3号認定子どもの保育料

※当市特別税率が17.10％以内の場合、とりわけ正増市の非増税率については各年で増減措置を要していない。 ※西宮市では、地域型産業事業の創出を別に設定している。

市民意見公募手続の意見集約状況(速報)について

(案件名：令和2年度主要事業(令和2年度に向けて新たにに取り組む事業など)のうち保育料利用者負担に係る階層の見直しについて)

意見募集期間：令和元年12月25日(水)から令和2年1月14日(火)まで
提出件数(人数)：10件(10人)

No	概要	件数
保育料階層の細分化に関すること		
1	どの家庭も本当に保育料の負担が大きく感じています。階層の細分化については、本当によく考えて取り組んでいただきたい。	1件
2	保育料利用者負担に係る階層の見直しについては賛成です。保育料の軽減をぜひ進めてください。	6件
3	格差の大きい部分の細分化を行い利用者における負担の軽減をお願いします。D5階層とD6階層の差額が大きい。	1件
4	D5階層とD6階層の細分化は賛成ですが、できればD7階層も細分化して欲しい。	1件
5	D5、D6階層に該当する人は、決して高収入というわけではありません。もっとこの階層の細分化を進めてほしいと思います。	1件

中間答申（令和元年5月）からの追記・修正等について

1 幼児教育・保育の無償化について（Ⅰ はじめに など） P.1, P.9 など

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始し、保育施設等に通う3歳から5歳の保育料が無償となりました。中間答申（令和元年5月）時点ではまだ無償化が開始されていなかったため、平成30年12月28日付「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」に基づいた内容を記載しておりましたが、最終答申では、関係法令に基づく確定した内容を記載しております。

2 尼崎市の財政状況について（Ⅱ 尼崎市の状況について） P.5～P.7

中間答申では、平成29年度決算に基づいた財政状況の記載をしておりますが、その後、平成30年度における決算調製が完了し、議会の議決を得ていることを踏まえ、最終答申では、平成30年度決算に基づいた財政状況を記載しております。

3 利用者負担額の階層細分化に係る市の負担額について（Ⅲ 3号認定子どもの利用者負担の検討について） P.9

中間答申では、「階層間を細分化した場合、新たな尼崎市の負担は概算で1,000万円以上増えることとなります。」と記載しておりますが、想定される令和2年度の対象者をもとに、新たな尼崎市の負担を1,700万円程度と試算したため、最終答申では、「新たな尼崎市の負担は概算で1,700万円程度増えることとなります。」と記載しました。

4 階層の細分化の開始時期について（Ⅳ まとめ） P.11

中間答申では、階層の細分化の開始時期について、「なお、その時期については、財源の目途がつき次第、できる限り早期に対応を図るようして下さい。」と記載しておりましたが、今回、尼崎市の令和2年度向け新規政策、予算編成プロセスにおいて、財源を含めた庁内調整を行ってきたことを踏まえ、最終答申では、「令和2年4月よりD6階層とD7階層の2階層を3階層に細分化するのが望ましいという結論に至りました。」と開始時期（令和2年4月）を明確にした結論を記載しております。

5 その他

全体の文言修正や直近の情報に基づいた資料の更新等を行いました。

尼崎市の保育料利用者負担について（最終答申）（案）

令和2年 月

尼崎市子ども・子育て審議会

目 次

I	はじめに	1
II	尼崎市の状況について	2
	1 尼崎市の保育料体系	
	2 尼崎市の財政状況（平成 30 年度決算）	
III	3 号認定子どもの利用者負担の検討について	8
	1 尼崎市利用者負担の基本的な考え方	
	2 現行の保育料利用者負担の課題	
	3 幼児教育・保育の無償化に係る財源について	
IV	まとめ	11

I はじめに

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化制度が始まり、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通う 3 歳から 5 歳の保育料および先述の施設に通う 0 歳から 2 歳のうち住民税非課税世帯の保育料が無償となりました。

また、保育認定を受けている児童が幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合、上限の範囲内で保育料が無償となりました。

無償化の財源につきましては、令和元年 10 月より開始した消費税率の引き上げによる増収分の一部が充てられるものであります。

尼崎市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）では、平成 30 年 7 月 5 日付け尼こ政第 1460 号・尼教学第 2140 号により尼崎市長と尼崎市教育委員会教育長から、「子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の教育・保育施設等の利用負担について」諮問を受け、利用者負担検討部会を設置し、幼児教育・保育の無償化の制度内容や財源等を踏まえ、尼崎市の財政状況、阪神間各市の保育料利用者負担の状況等様々な観点から、本市の 3 号認定子ども（0～2 歳児）の保育料の利用者負担について検討・審議を行ってきました。

この度、審議会（利用者負担検討部会）の審議内容を最終答申書としてまとめましたので、ここに報告いたします。

Ⅱ 尼崎市の状況について

1 尼崎市の保育料体系

- (1) 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(月額)及び階層間の差額

現行の3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額及び階層間の保育料の差額は次のとおりです。

現行3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(標準時間)

現 行 (3号保育料表・標準時間)					階層間の差額
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	-	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,900
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68	7,800
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70	1,300
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74	1,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79	10,600
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77	1,800
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	16,100
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	61,000	52,200	0.86	2,700
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	17,100
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	21,600
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90	

現行3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(短時間)

現 行 (3号保育料表・短時間)					階層間の 差額
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	-	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,800
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,300	13,100	0.68	7,700
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	29,600	20,800	0.70	1,300
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	29,600	22,100	0.75	1,300
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	29,600	23,400	0.79	10,500
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	43,900	33,900	0.77	1,800
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	43,900	35,700	0.81	15,800
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	60,100	51,500	0.86	2,600
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	60,100	54,100	0.90	16,900
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	78,800	71,000	0.90	21,200
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	102,400	92,200	0.90	

標準時間では、D3 階層と D4 階層で 10,600 円、D5 階層と D6 階層で 16,100 円、D7 階層と D8 階層で 17,100 円、D8 階層と D9 階層で 21,600 円というように階層間で 1 万円を超える負担額の格差があります。

(2) 階層別利用者数の一覧

階層別の利用者数は次のとおりです。

最も多い階層は D6 階層であり、D4 階層から D6 階層で全体の約 4 割を占めています。

平成31年4月1日時点 階層別の利用者の人数及び人数の構成割合について

教育・保育給付認定区分	自治体階層	自治体階層の区分	児童数 (人)	人数の 構成割合	推定世帯年収※ 2 (単位：万円) 下限～上限		
2号 (3～5 歳児) ※ 1	A	生活保護世帯	154	3.6%	－		－
	B1	市民税非課税世帯（母子等）	349	8.2%	－		－
	B2	市民税非課税世帯（その他）	293	6.9%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等）	119	2.8%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満（その他）	237	5.6%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	147	3.5%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	211	5.0%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	241	5.7%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	519	12.3%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	480	11.3%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	682	16.1%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	366	8.6%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	266	6.3%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	172	4.1%	約1,131	～	
小計			4,236	100%			
3号 (0～2 歳児)	A	生活保護世帯	79	2.1%	－		－
	B1	市民税非課税世帯（母子等）	176	4.6%	－		－
	B2	市民税非課税世帯（その他）	257	6.8%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等）	75	2.0%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満（その他）	216	5.7%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	173	4.6%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	239	6.3%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	281	7.4%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	613	16.1%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	514	13.5%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	643	16.9%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	295	7.8%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	139	3.7%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	97	2.5%	約1,131	～	
小計			3,797	100.0%			
合計			8,033	－			

※ 1 令和元年10月より2号認定子ども（3～5歳児）は所得に関わらず保育料が無償となっています。

※ 2 推定世帯年収は目安の金額を記載しています。

2 尼崎市の財政状況(平成 30 年度決算)

(1) 財源対策

前年度と比べ収支は大幅に改善したため、財源対策は不要となりました。

平成 30 年度決算における実質的な収支は 26 億円となりました。歳入では個人市民税や法人市民税などの増により市税が 7 億円、実質的な地方交付税が 6 億円の増となりました。また、歳出の一般財源ベースでは、国の補正予算を活用して尼崎養護学校移転事業費等に係る一般財源負担を抑制したことなどに伴い投資的経費が 17 億円、執行差金等により物件費が 10 億円の減となりました。このように前年度から収支が改善したため、当初予算で計上していた 22 億円の財源対策は全額不要となりました。

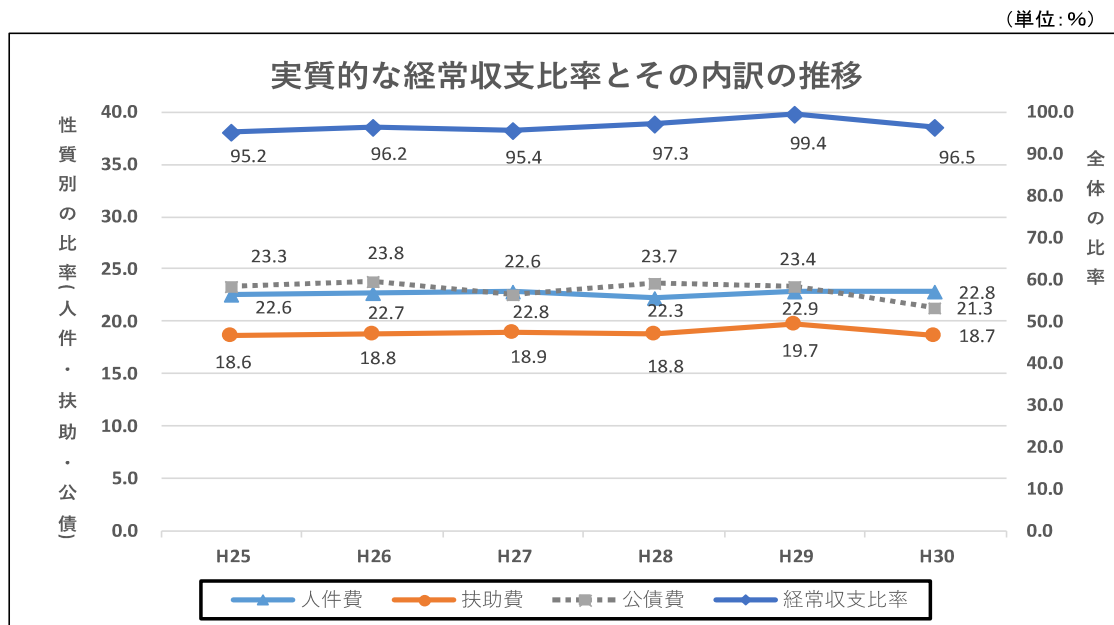
(2) 財政構造

経常収支比率は 96.5%と硬直化した財政構造が続いています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 96.5%となっており、前年度と比べると 2.9 ポイント改善しています。これは歳入で市税等の経常一般財源が増加したことや歳出で市債償還金の減に伴い公債費に係る経常的な一般財源が減となったことなどによるものです。

内訳は、次のとおりである。

- ・人件費は、22.8%で、前年度に比べ 0.1 ポイント減
- ・扶助費は、18.7%で、前年度に比べ 1.0 ポイント減
- ・公債費は、21.3%で、前年度に比べ 2.1 ポイント減



(単位: %)

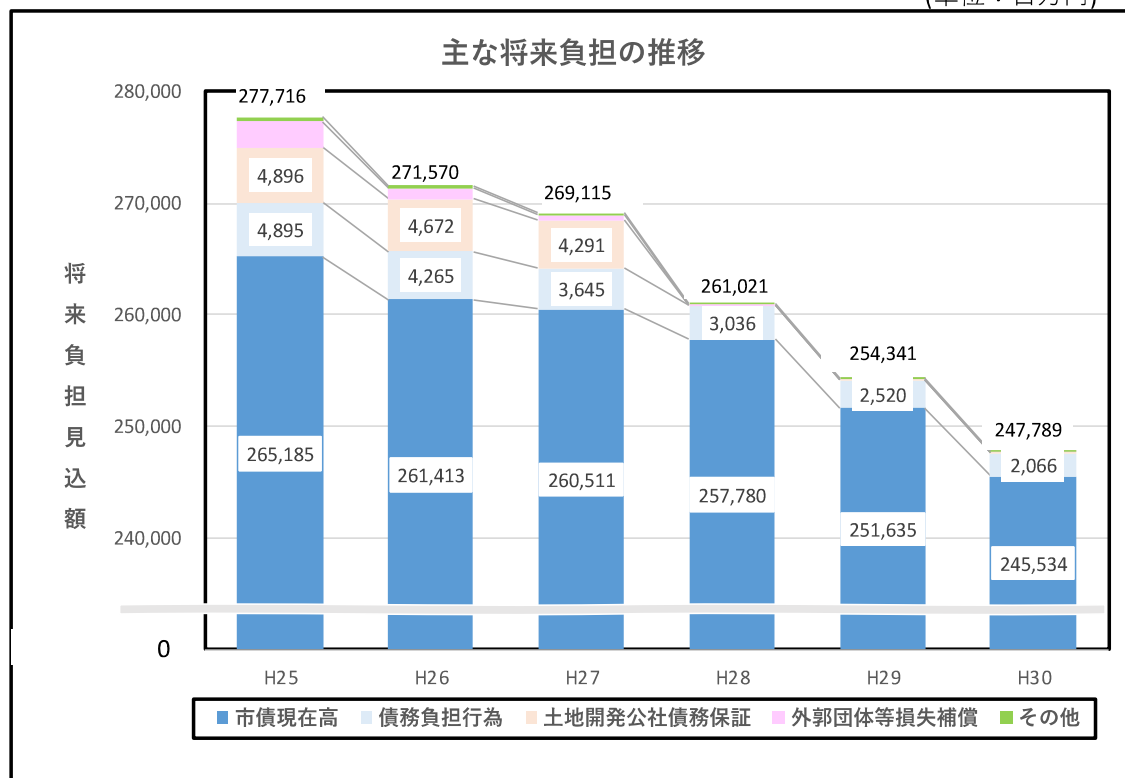
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年増減
経常収支比率	95.2	96.2	95.4	97.3	99.4	96.5	△ 2.9
人件費	22.6	22.7	22.8	22.3	22.9	22.8	△ 0.1
扶助費	18.6	18.8	18.9	18.8	19.7	18.7	△ 1.0
公債費	23.3	23.8	22.6	23.7	23.4	21.3	△ 2.1
物件費	12.0	12.1	12.1	12.4	12.6	12.6	0.0
その他	18.7	18.8	19.0	20.1	20.8	21.1	0.3

※ 経常収支比率 市税などの経常的な一般財源に対し、人件費などの経常的な経費に充当された一般財源の占める比率。

(3) 負債

将来負担額は、近年着実に減少傾向にあるものの平成 30 年度決算ベースでは 2,478 億円と依然として高い数値が続いています。

(単位: 百万円)



(単位:百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年増減
市債現在高	265,185	261,413	260,511	257,780	251,635	245,534	△ 6,101
一般会計	245,231	245,933	248,669	248,943	245,621	241,729	△ 3,892
(うち臨時財政対策債)	66,206	73,923	79,287	83,341	86,401	89,168	2,767
(うち教育債)	35,596	40,649	48,361	49,988	50,508	50,148	△ 360
特別会計	19,954	15,480	11,841	8,837	6,014	3,806	△ 2,208
その他の将来負担	12,531	10,157	8,604	3,241	2,706	2,254	△ 452
債務負担行為	4,895	4,265	3,645	3,036	2,520	2,066	△ 454
土地開発公社債務保証	4,896	4,672	4,291	48	48	85	37
外郭団体等損失補償	2,316	991	522	52	42	33	△ 9
その他	424	229	146	105	96	70	△ 26
合計	277,716	271,570	269,114	261,021	254,341	247,789	△ 6,552

注1 債務負担行為は、南部地域公園整備事業、JR尼崎駅北地区駐車場整備事業、特別養護老人ホーム等整備事業、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業

注2 外郭団体等損失補償は、尼崎市総合文化センター(～H26)、尼崎健康医療事業財団(～H28)、阪神福祉事業団

注3 その他は、丹波少年自然の家、阪神水道企業団

注4 数値は全て表示単位未満を四捨五入で記載しているため、表内の数値において合計が一致しない場合がある。

Ⅲ 3号認定子どもの利用者負担の検討について

1 尼崎市利用者負担の基本的な考え方

平成 26 年 8 月に審議会がまとめた最終答申「子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について」では、本市の保育施設等の利用者負担については国基準に 9 割を乗ずることを基本とし下位の階層に向かうほど高い逓減率を設定し、所得の低い層ほど市負担を増やし、より手厚く支援するという考え方を踏襲した上で、階層間の保育料の差が大きい D4 及び D5 階層（旧 D4、D5 階層）については階層の細分化が必要であるという考え方が示されたところです。

現在のところ、国は 3 号認定子ども（0～2 歳児）の利用者負担額については特段の変更がないことから前回の答申内容を基本としつつ、現行の保育料体系の課題を抽出し、その解決策が必要となります。

2 現行の保育料利用者負担の課題

(1) 阪神間他都市比較

本市が最も高い利用者負担額を設定している D9 階層は、月額 93,600 円と阪神間で最も高い保育料となっておりますが、他の階層については決して高い状況ではなく、階層全体でみても他都市より低い階層が多い状況であります。

また国の基準額は現行のままであることから、阪神間他都市においては本市以外に保育料の見直しを検討する自治体はありません。

別紙 他都市比較表のとおり（巻末 P14）

(2) 保育料の階層間格差

幼児教育・保育の無償化制度が実施されることにより、1・2号認定子ども全員と市民税非課税世帯の3号認定子どもの利用者負担額は無償になります。したがって、現行の3号認定子どもの利用者負担額で考察いたしますと、2ページⅡ1(1)のとおり、D階層の保育料において階層間での差額が大きいところがあります。特にD3階層からD4階層の差が10,600円、D5階層からD6階層の差が16,100円、D7階層からD8階層の差が17,100円、D8階層からD9階層の差が21,600円となっています。

また、4ページⅡ1(2)のとおり、階層別の利用者数割合をみると、D4、D5、D6階層だけで全利用者数の約4割を占めています。

このことから、利用者数が多くかつ階層間格差の大きい階層の利用者負担額を少しでも軽減することが必要であり、一つの方法としてD6階層とD7階層の2階層を細分化することが考えられます。これらの階層を細分化した場合、新たな尼崎市の負担は概算で1,700万円程度増えることとなります。

3 幼児教育・保育の無償化に係る財源について

令和元年10月より新制度の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通う3歳から5歳の保育料および0歳から2歳の市民税非課税世帯の利用者負担額が無償となりました。これに加え、保育認定を受けた児童が幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等を利用した際、上限は設定されているものの利用料は無償となりました。

このように3歳以上の利用者負担額は無償になっていることから0歳から5歳までのトータルの利用者負担額は無償化により軽減されることになりました。

無償化前と無償化後の保育料総額の差額について

小学校入学までの間、保育施設に預けた場合の無償化前と無償化後の保育料の差額について
(どのケースについても4月入所開始の場合)

(ケース1) B2階層(市民税非課税世帯)の場合

・0歳から入所した場合

無償化前	331,200円
無償化後	0円
差額	331,200円
入所期間	72か月
月平均(無償化前)	4,600円
(無償化後)	0円

・1歳から入所した場合

無償化前	267,600円
無償化後	0円
差額	267,600円
入所期間	60か月
月平均(無償化前)	4,460円
(無償化後)	0円

・3歳から入所した場合

無償化前	140,400円
無償化後	0円
差額	140,400円
入所期間	36か月
月平均(無償化前)	3,900円
(無償化後)	0円

(ケース2) C2階層(市民税所得割課税額48,600円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

無償化前	921,600円
無償化後	475,200円
差額	446,400円
入所期間	72か月
月平均(無償化前)	12,800円
(無償化後)	6,600円

・1歳から入所した場合

無償化前	763,200円
無償化後	316,800円
差額	446,400円
入所期間	60か月
月平均(無償化前)	12,720円
(無償化後)	5,280円

・3歳から入所した場合

無償化前	446,400円
無償化後	0円
差額	446,400円
入所期間	36か月
月平均(無償化前)	12,400円
(無償化後)	0円

(ケース3) D4階層(市民税所得割課税額133,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

無償化前	2,372,400円
無償化後	1,234,800円
差額	1,137,600円
入所期間	72か月
月平均(無償化前)	32,950円
(無償化後)	17,150円

・1歳から入所した場合

無償化前	1,960,800円
無償化後	823,200円
差額	1,137,600円
入所期間	60か月
月平均(無償化前)	32,680円
(無償化後)	13,720円

・3歳から入所した場合

無償化前	1,137,600円
無償化後	0円
差額	1,137,600円
入所期間	36か月
月平均(無償化前)	31,600円
(無償化後)	0円

(ケース4) D7階層(市民税所得割課税額301,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

無償化前	3,488,400円
無償化後	1,976,400円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(無償化前)	48,450円
(無償化後)	27,450円

・1歳から入所した場合

無償化前	2,829,600円
無償化後	1,317,600円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(無償化前)	47,160円
(無償化後)	21,960円

・3歳から入所した場合

無償化前	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(無償化前)	42,000円
(無償化後)	0円

(ケース5) D9階層(市民税所得割課税額397,000円以上世帯)の場合

・0歳から入所した場合

無償化前	4,881,600円
無償化後	3,369,600円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(無償化前)	67,800円
(無償化後)	46,800円

・1歳から入所した場合

無償化前	3,758,400円
無償化後	2,246,400円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(無償化前)	62,640円
(無償化後)	37,440円

・3歳から入所した場合

無償化前	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(無償化前)	42,000円
(無償化後)	0円

また無償化に係る国・県・市の負担割合については、法人施設等は国 1/2、県 1/4、市 1/4 となっており、公立施設は市の全額負担となります。今回の無償化により幼稚園、保育所を含めた本市の負担は、令和 2 年度以降の通年ベースで約 5 億 1 千万円ほど増えることになります。

無償化に伴う財源については、令和元年度は国が全額負担することになっておりますが、令和 2 年度以降は市も負担することになり、市の負担分については消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分の一部が充当されることになります。しかし、消費税率引き上げによる税収増分は幼児教育・保育の無償化以外にも国の経済政策パッケージ事業や介護保険や後期高齢者医療制度等の社会保障の充実など他にも用途が多くあります。

IV まとめ

保育施設等の利用者にとって利用者負担額は非常に関心が高く働き方やライフスタイルにまで影響を及ぼす重要なポイントとなっています。

前回の検討から 4 年が経ち、昨年 10 月からは幼児教育・保育の無償化を実施しています。無償化の財源や消費税率引き上げにより増収となる財源の充当先、尼崎市の財政状況、阪神間各市の保育料利用者負担額の状況、尼崎市の 3 号認定子ども（0～2 歳児）の保育料階層間の格差など様々な観点から鑑みて、保育料の利用者負担について検討・審議を行いました。

現状におきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う市の支出増の財源や消費税率引き上げに伴う増収の充当先事業、尼崎市の収支全体の調整が地方交付税で図られること、また尼崎市の財政が非常に厳しいといった状況があります。

また利用者の立場としては、3 歳以上の利用者負担額は無償になりますことから 0 歳から 5 歳までに負担する利用者負担額トータルは無償化前の負担額より明らかに軽減されるところです。

しかしながら、幼児教育・保育の無償化の対象とならない 3 号認定子ども（0～2 歳児）の現行の保育料体系においては、階層間で差額が大きい部分があるため、市においては可能なかぎり階層間格差を軽減することが望ましいと考えます。

現行の D6 階層においては対象者が最も多くかつ下階層との差額も 16,100 円と大きいことを踏まえ、令和 2 年 4 月より D6 階層と D7 階層の 2 階層を 3 階層に細分化するのが望ましいという結論に至りました。

現行3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(標準時間)

現 行 (3号保育料表・標準時間)					階層間の 差 額
階 層	区 分	国 基 準	市 基 準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	－	7,900
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	－	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	－	7,800
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68	1,300
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70	
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74	1,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79	
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77	10,600
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	61,000	52,200	0.86	1,800
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	16,100
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90	

【D6階層細分化案】3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(標準時間)

改 正 案 (3号保育料表・標準時間)					階層間の 差 額
階 層	区 分	国 基 準	市 基 準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	－	7,900
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	－	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	－	7,800
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68	1,300
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70	
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74	1,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79	
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77	10,600
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	
新D6 -1	市民税所得割課税額 213,000円未満	61,000	49,500	0.81	13,400
新D6 -2	市民税所得割課税額 257,000円未満	61,000	52,200	0.86	
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	2,700
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90	17,100

現行 3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(短時間)

現 行 (3号保育料表・短時間)					階層間の 差 額
階層	区 分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	－	7,800
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	－	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	－	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,700
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,300	13,100	0.68	1,300
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	29,600	20,800	0.70	1,300
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	29,600	22,100	0.75	10,500
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	29,600	23,400	0.79	1,800
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	43,900	33,900	0.77	15,800
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	43,900	35,700	0.81	2,600
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	60,100	51,500	0.86	16,900
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	60,100	54,100	0.90	21,200
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	78,800	71,000	0.90	
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	102,400	92,200	0.90	

【D6階層細分化案】3号認定子ども(0～2歳児)の利用者負担額(短時間)

改 正 案 (3号保育料表・短時間)					階層間の 差 額
階層	区 分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	－	7,800
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	－	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	－	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,700
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,300	13,100	0.68	1,300
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	29,600	20,800	0.70	1,300
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	29,600	22,100	0.75	10,500
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	29,600	23,400	0.79	1,800
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	43,900	33,900	0.77	12,900
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	43,900	35,700	0.81	2,900
新D6 -1	市民税所得割課税額 213,000円未満	60,100	48,600	0.81	2,600
新D6 -2	市民税所得割課税額 257,000円未満	60,100	51,500	0.86	16,900
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	60,100	54,100	0.90	21,200
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	78,800	71,000	0.90	
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	102,400	92,200	0.90	

I 2号認定子どもの保育料

Ⅱ 3号認定子どもの保育料

※当市特別税率が17.10％以内の場合、とりわけ正増市の非増税率については各年で増減措置を要していない。 ※西宮市では、地域型産業事業の創出を別に設定している。

平成29年度「2号・3号認定子ども」の保育料について(阪神間各市)

I 2号認定子どもの保育料

尼崎市				神戸市				西宮市				芦屋市				宝塚市				伊丹市				川西市				三田市			
階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	3歳児		4歳以上児		階層区分	3歳児		4歳以上児		階層区分	3歳児		4歳以上児		
																	標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0	0	0	A 生活保護	0	0	0	0	A 生活保護	0	0	0	0	
B1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0		B1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0		B1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0		B1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	2-1	B 市民税非課税世帯(児童手・障害者)	0	0	0	0	B 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	0	0	B 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	0	0	
B2 市民税非課税世帯(その他)	3,900	3,900		B 市民税非課税世帯(その他)	3,700	3,700		B2 市民税非課税世帯(その他)	3,000	3,000		B 市民税非課税世帯(その他)	5,000	4,900	2-2	B 市民税非課税世帯(その他)	5,000	5,000	5,000	5,000	B 市民税非課税世帯(その他)	4,100	4,100	4,100	4,100	B 市民税非課税世帯(その他)	4,500	4,400	4,500	4,400	
														3-1	市民税均等割のみ	10,000	9,900	10,000	9,900						C1 所得割非課税世帯(均等割のみ)	4,750	4,650	4,750	4,650		
														3-2	市民税均等割のみ	10,000	9,900	10,000	9,900						C1 所得割非課税世帯(均等割のみ)	10,500	10,300	10,500	10,300		
C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	3,900	3,900		C 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	5,100	5,100		C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	4,400	4,300		C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	4,500	4,400	D1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	6,300	6,100	6,000	6,000	6,000	6,000				C 市民税所得割の額48,600円未満(その他)	6,000	6,000	6,000	6,000		
C2 同 48,600円未満(その他)	12,400	12,300		同 48,600円未満(その他)	10,400	10,200		同 48,600円未満(その他)	8,800	8,700		同 48,600円未満(その他)	9,000	8,800	同 48,600円未満(その他)	12,500	12,200	14,000	13,800	14,000	13,800	C 市民税所得割の額48,600円未満(その他)	11,100	10,900	11,100	10,900	C 市民税所得割の額48,600円未満(その他)	14,000	13,700	14,000	13,700
D1 同 64,700円未満	18,300	18,100		D1 同 66,600円未満	18,200	17,900		C2 同 64,800円未満	14,800	14,600		C2 同 67,500円未満	13,500	13,200	4-1	同 50,900円未満	17,600	17,300	17,600	17,300	D1 同 69,500円未満	15,800	15,500	15,800	15,500	D1 同 64,700円未満	18,000	17,600	18,000	17,600	
D2 同 80,800円未満	19,600	19,400										D2 同 72,800円未満	19,000	18,800	4-2	同 54,700円未満	21,600	21,300	21,600	21,300	D2 同 81,600円未満	19,500	19,100	19,500	19,100	D2 同 80,800円未満	22,000	21,600	21,000	20,600	
D3 同 97,000円未満	21,000	20,700		D2 同 97,000円未満	21,600	21,200		C3 同 97,000円未満	21,600	21,600		D3 同 97,000円未満	22,000	21,600	4-3	同 97,000円未満	27,000	26,600	27,000	26,600	D2 同 97,000円未満	25,900	25,400	25,900	25,400	D3 同 97,000円未満	27,000	26,500	25,000	24,500	
D4 同 133,000円未満	31,600	31,200						C4 同 121,000円未満	30,800	30,400		C4 同 125,500円未満	28,000	27,500	5-1	同 108,400円未満	33,000	32,500	31,540	31,100	D4 同 135,500円未満	34,100	33,500	30,700	30,100	D4 同 120,000円未満	31,000	30,400	26,500	26,000	
D5 同 169,000円未満	33,400	33,000		D3 同 169,000円未満	29,800	29,300		C5 同 169,000円未満	33,800	33,300		C5 同 189,000円未満	30,000	29,400	D5 同 169,000円未満	33,200	32,600	38,060	37,500	31,540	31,100	D5 同 169,000円未満	37,900	37,200	31,400	30,800	D6 同 169,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
D6 同 235,000円未満	42,000	41,400						C6 同 213,000円未満	35,400	34,900		D6 同 213,000円未満	35,500	34,800	6-1	同 190,300円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D6 同 231,900円未満	39,900	39,200	33,400	32,800	D7 同 240,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500	
												C6 同 251,000円未満	32,500	31,900	D7 同 257,000円未満	35,500	34,800														
D7 同 301,000円未満	42,000	41,400		D4 同 301,000円未満	31,600	30,300		C7 同 301,000円未満	37,300	36,700		C7 同 301,000円未満	34,000	33,400	D8 同 301,000円未満	35,500	34,800	38,060	37,500	31,540	31,100	D7 同 301,000円未満	41,900	41,100	35,400	34,700	D8 同 301,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
												D9 同 349,000円未満	37,500	36,800	7-1	同 339,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D8 同 368,000円未満	43,900	43,100	37,400	36,700	D9 同 349,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500	
D8 同 397,000円未満	42,000	41,400		D5 同 397,000円未満	32,800	30,300		C8 同 397,000円未満	38,100	37,500		C8 同 397,000円未満	37,000	36,300	D10 同 397,000円未満	37,500	36,800	38,060	37,500	31,540	31,100	D9 同 397,000円未満	43,900	43,100	37,400	36,700	D10 同 397,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
D9 同 397,000円以上	42,000	41,400		D6 同 397,000円以上	32,800	30,300		C9 同 397,000円以上	41,000	40,400		C9 同 397,000円以上	41,000	40,300	D11 同 397,000円以上	40,000	39,300	42,300	41,600	34,800	34,200	D10 同 397,000円以上	43,900	43,100	37,400	36,700	D11 同 397,000円以上	33,000	32,400	28,000	27,500

Ⅱ 3号認定子どもの保育料

尼崎市				神戸市				西宮市				芦屋市				宝塚市				伊丹市								川西市								三田市			
階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間					
A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0	1 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0		A 生活保護	0	0						
B1 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0		B 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0		B1 市民税非課税世帯 (母子・父子等)	0	0		B 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0		B0 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	2-1 市民税非課税世帯 (児童扶・障害等)	0	0																		
B2 市民税非課税世帯 (その他)	5,300	5,300		B 市民税非課税世帯 (その他)	5,600	5,600		B2 市民税非課税世帯 (その他)	4,500	4,500		B 市民税非課税世帯 (その他)	5,500	5,400		B-1 市民税非課税世帯 (その他)	7,000	6,800	2-2 市民税非課税世帯 (その他)	6,000	6,000		B 市民税非課税世帯 (その他)	6,900	6,700														
																		3-1 市民税均等割のみ	13,000	12,900																			
C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	5,300	5,300		C 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	6,100	6,100		C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	5,200	5,100		C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	4,750	4,650		D1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	7,300	7,100	3-2 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	8,100	8,000		C 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	6,700	6,700		C2 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	8,000	7,850										
C2 同 48,600円未満 (その他)	13,200	13,100		同 48,600円未満 (その他)	12,300	12,100		同 48,600円未満 (その他)	10,400	10,300		同 48,600円未満 (その他)	9,500	9,300		同 48,600円未満 (その他)	14,500	14,200	同 48,600円未満 (その他)	16,200	16,000		同 48,600円未満 (その他)	14,700	14,400		同 48,600円未満 (その他)	15,000	14,700										
D1 同 64,700円未満	21,000	20,800		D1 同 66,600円未満	20,300	20,000		C2 同 64,800円未満	16,500	16,300		C2 同 67,500円未満	15,000	14,700				4-1 同 50,900円未満	21,800	21,500		D2 同 72,800円未満	21,000	20,800		D1 同 69,500円未満	17,600	17,300		D1 同 64,700円未満	21,000	20,600							
D2 同 80,800円未満	22,300	22,100													D2 同 72,800円未満	21,000	20,800	4-2 同 54,700円未満	25,500	25,200		D2 同 81,600円未満	21,700	21,300		D2 同 80,800円未満	25,000	24,500											
D3 同 97,000円未満	23,700	23,400		D2 同 97,000円未満	24,000	23,600		C3 同 97,000円未満	24,000	23,700		C3 同 97,000円未満	25,500	25,000		D3 同 97,000円未満	25,500	25,000	4-3 同 97,000円未満	30,000	29,600		D3 同 97,000円未満	29,000	28,500		D3 同 97,000円未満	30,000	29,400										
D4 同 133,900円未満	34,300	33,900						C4 同 121,000円未満	35,600	35,100		C4 同 125,500円未満	35,500	34,800		D4 同 133,900円未満	33,300	32,700	5-1 同 108,400円未満	37,000	36,500		D4 同 135,500円未満	36,200	35,500		D4 同 120,000円未満	35,000	34,400										
D5 同 169,000円未満	36,100	35,700		D3 同 169,000円未満	35,600	35,000		C5 同 169,000円未満	39,100	38,600		C5 同 169,000円未満	43,500	42,700		D5 同 169,000円未満	40,600	39,900	5-2 同 169,000円未満	44,500	43,900		D5 同 169,000円未満	44,500	43,700		D5 同 143,000円未満	40,000	39,300										
D6 同 235,000円未満	52,200	51,500						C6 同 213,000円未満	51,700	50,900					D6 同 213,000円未満	50,200	49,300	6-1 同 190,300円未満	53,000	52,200		D6 同 231,900円未満	55,300	54,400															
															C6 同 251,000円未満	54,500	53,500	D7 同 257,000円未満	56,000	55,000																			
D7 同 301,000円未満	54,900	54,100		D4 同 301,000円未満	49,700	48,900		C7 同 301,000円未満	56,200	55,400		C7 同 301,000円未満	60,000	58,900		D8 同 301,000円未満	60,400	59,300	6-2 同 301,000円未満	61,000	60,100		D7 同 301,000円未満	61,000	59,900		D7 同 301,000円未満	61,000	59,000		D8 同 301,000円未満	57,000	56,000						
																		D9 同 349,000円未満	73,000	71,700	7-1 同 339,000円未満	72,000	70,900																
D8 同 397,000円未満	72,000	71,000		D5 同 397,000円未満	66,000	64,900		C8 同 397,000円未満	69,800	68,800		C8 同 397,000円未満	71,000	69,700		D10 同 397,000円未満	80,000	78,600	7-2 同 397,000円未満	80,000	78,800		D8 同 368,000円未満	73,100	71,800		D9 同 349,000円未満	64,000	62,900										
D9 同 397,000円以上	93,600	92,200		D6 同 397,000円以上	66,000	64,900		C9 同 397,000円以上	84,400	83,100		C9 同 397,000円以上	89,000	87,400		D11 同 397,000円以上	92,000	90,400	8 同 397,000円以上	90,000	88,600		D9 同 397,000円未満	80,000	78,600		D10 同 397,000円以上	90,000	88,400		D11 同 397,000円以上	88,400	86,800						

※ 市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の保育料については各市で軽減措置を実施している。

※ 西宮市では地域型保育事業の保育料を別に設定している。